



2019年4月15日

各位

会社名 株式会社ビットワングループ
 代表者名 代表取締役社長 高橋 秀行
 (コード番号 2338 東証第二部)
 問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経
 T E L 03-5360-8998 (代表)

定款の一部変更及び本店所在地変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年5月30日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議し、また、それと併せて当該議題のうち、本店所在地の変更に関する議題が承認されることを条件として、本店所在地を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更に関して

(1) 定款変更の理由

- ①業務の効率化を図るため、第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都新宿区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2019年7月1日に効力発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。
- ②将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を32,000,000株に変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を表します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。 | 第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 |
| 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11,500,000株</u> とする。 | 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>32,000,000株</u> とする。 |
| (新 設) | 附則 <u>本定款第3条(本店の所在地)の変更は、2019年7月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u> |

2. 本店所在地の変更に関して

(1) 新本店所在地

東京都千代田区九段北1丁目10番9号（九段VIGASビル3階）

【ご参考】現本店所在地

東京都新宿区四谷4丁目32番4号（四谷4丁目32番4号ビル3階）

(2) 移転予定日

2019年7月1日（予定）

(3) 移転の理由

現在、当社は、本社オフィスと九段下オフィスに分かれているため、このオフィスを一か所に集約し、業務の効率化とコストの削減を図るものです。

以 上